

●受講にあたっての注意

- 1、 高齢の方、もしくは健康に自信のない方は事前に医師の診断をお受けになり健康状態を確認の上ご参加ください。
- 2、 未成年、高齢者はご家族の同意の上でご参加ください。
- 3、 ご自身の体調が不良と感じた時は担当教師、もしくはスタッフまでお申し出ください。
- 4、 ご自分の技術レベルに応じた用具をご使用ください。また、締具は適正な前圧、解放強度に調節されているか確認ください。
- 5、 ウェア、ヘルメット、帽子、手袋は保温とのために、サングラス、ゴーグル等は紫外線と寒さから目を守ると同時に視界の確保のために、専用の服装、装備品を正確に着用してください。
- 6、 安全のため講習中は担当教師の指示に従い、ふざけたり勝手な行動は慎んでください。
- 7、 滑走にあたってはスキー場内の標識、パトロールの指示、場内放送に従ってください。
- 8、 スクールでは安全確保に努力致しておりますが、参加者の過失と思われる事故に対しては全責任を負うものではありません。
- 9、 万一の事故に備え、ご自身の傷害、そして相手の方のために、保険に加入されることをおすすめします。
- 10、 自然状況により雪上の講習を中止し、屋内のミーティング等に変更する場合があります。

●スノースポーツに内在する危険

スノースポーツには内在する以下の危険がある

- 1 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険。
ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む。
- 2 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険。
- 3 アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険。
ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）なども含む。
- 4 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険。
- 5 リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険。
- 6 雪上車両との衝突の危険。
- 7 スノーパークの利用にともなう危険。
- 8 スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険⑥ 雪上車両との衝突の危険。
- 9 自己転倒による危険。
- 10 他のスキーヤーとの衝突による危険。
- 11 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険。
- 12 不適切な用具の使用などによる危険。
- 13 その他、これらに類する危険。

●国際スキー連盟 (FIS) の行動 10 か条

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、めいめいの行動には、自分自身の事故防止と他の人の安全に対して責任があり、注意義務が求められる。

- 1 他人の尊重。
他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2 スキー・スノーボードのスピードコントロール。
地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- 3 滑走路ートの選択。
前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4 追い越し。
追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- 5 進入・スタート・上方に移動するとき。
滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- 6 コース上での停止。
他コースの中で座り込んではいならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- 7 徒歩での登り降り。
登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8 シグナル（標識）やマーキングの順守。
掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 9 援助。
事故に出あったときは救助活動と通報に協力しなければならない。
- 10 確認・証明。
当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

2023 年度 承諾書

(書類 3)

- 1、私はスキー・スノーボードの講習にあたり、スキー・スノーボードには、生命の危険が伴うこと、他人に損害を与える危険があることを承知しています。そして、スキー・スノーボードの危険性と自然の厳しさを十分理解した上で参加します。
- 2、私はシーズン中、講習によって影響を受ける健康状態、けがはない状態で講習に参加します。
- 3、私は「受講にあたっての注意」及び「国際スキー連盟の行動 10 か条」を遵守し、「スノースポーツに内在する危険」を理解し、シーズンを通して滑走はすべて自分の責任において行います。
- 4、私は講習中における自分の不注意による事故、教師の危険防止行為範囲を超えて回避できない要因による事故、用具及び施設等に起因する事故に関連して発する私本人、又は、第三者の身体、財物に対する損傷、損害について、スクール又はその経営者や教師に対し、シーズンを通して責任を問いません。
- 5、私はこの「確認・同意書 書類 2 その 2」を読み、これに同意して、三浦雄一郎&スノードルフィンスキースクールのスクール会員（選手対策コース含む）に申込みます。